

お知らせ版

「湖山の宝」推奨品募集

かすみがうら市推奨品候補を募集！

湖山の宝の推奨品として認定されると、推奨証のロゴマークを使用することができます。(3年有効・更新あり)。また、市のイベントなどでPR活動を行います。

【推奨品として認定するもの】

市内に住所または事業所がある生産者と団体による市内の農林水産物またはその加工品で、市の推奨品として、その認知・信頼性を高め、需要拡大の促進や市の産業振興に資すると認められるもので、以下の要件を満たすもの。

【農林水産物】

①～⑤のいずれかに該当する農林水産物で、霞ヶ浦の環境にやさしい農林水産業に取り組んでいることが認められるもの。

- ①エコファーマーの認証を取得しているもの
- ②有機農産物であるもの
- ③いばらきエコ農産物(特別栽培を含む)の認証を取得しているもの
- ④基礎GAPなどに取り組むとともに、環境負荷の少ない農業に取り組んでいると認められるもの
- ⑤国や県で催された展示会・品評会などで入賞したもの

【加工品】

- ①②のいずれにも該当し、市特産品となりうるもの。
- ①質が優秀であると認められるもの
- ②郷土色が豊かなもの

▶ 申込期限 平成 30 年 12 月 27 日(木)

▶ 申込先 ブランド化推進会議事務局(農林水産課内)

▶ 認定審査 平成 31 年 2 月に実施予定

※申込用紙は、農林水産課(霞ヶ浦庁舎)窓口に設置するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

問 農林水産課(霞ヶ浦庁舎)



霞ヶ浦広域バス

56 人乗りノンステップバスを導入！

7 月 2 日より、玉造駅から霞ヶ浦地区を経由し土浦駅までを結ぶ霞ヶ浦広域バスは、56 人乗りノンステップバスを導入し、運行しています。

車内 28 席の座席には、モバイル電源用 USB コンセントが設置されているほか、お手持ちのスマートフォンなどから無線 LAN 機能(Wi-Fi)を無料でご利用できます。また、交通系 IC カード(PASMO、Suica など)でもお支払いできます。

運行に関する詳細は、市ホームページをご覧ください。



問 政策経営課(千代田庁舎)

脱水予防について

脱水症状になる前に水を飲もう

暑くなるこれからの季節、注意が必要なのは、体の中の水分が不足することです。人間の体は成人男性で約 60%、幼児は約 80%を水分で占めています。

▶ 体の水分が不足すると…

熱中症や脳梗塞・心筋梗塞にかかりやすくなり、のどの渇きを感じたときは、すでに「脱水」が始まっていると言われています。

▶ 脱水症状にならないために…

- ・朝起きた時や入浴後(できれば入浴前も)、コップ 1 杯の水を飲みましょう。
- ・お酒やコーヒーなどのカフェインを多く含んだ飲み物の飲みすぎに注意しましょう。利尿作用により、脱水になりやすくなります。
- ・適度に休憩や水分補給を心掛けましょう。暑いなか農作業などを長時間続けていると、いつの間にか脱水症状になっていることがあります。また、汗をかいたときは、水分と一緒に塩分もとりましょう。



問 霞ヶ浦保健センター ☎ 029-898-2312

くらし

窓口サービスの時間延長

千代田庁舎では、各種証明書の交付や納税相談などの一部事務の開庁時間を延長しています。(祝日・年末年始を除く)

開庁日時 毎週木午後7時まで

開庁窓口 税務課・国保年金課・納税課

市民課千代田窓口センター

住民票などのコンビニ交付

マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスをご存知ですか。住民票謄抄本、印鑑登録証明書を夜間や休日でも取得することができる大変便利なサービスです。ぜひご利用ください。

対象コンビニ 全国のセブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、サークルKサンクス、セイコーマート、Aコープ北東北

※マルチコピー機設置店舗に限りです。

利用時間 午前6時半～午後11時

(12月28日～1月3日を除く)

発行手数料 各証明書1通300円

※事前にマイナンバーカード(利用者証明用電子証明書搭載のもの)を作成し暗証番号を登録する必要があります。



問 市民課(千代田庁舎)

7月は屋外広告物適正表示推進月間

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、はり紙や広告板などをいいます。

推進月間中は、県および市による違反広告物の是正指導や警察による違反行為の取り締まりを強化します。まちの良質な景観保持のため、屋外広告物は必要な許可を受けて表示しましょう。

問 都市整備課(霞ヶ浦庁舎)

農薬成分が原因と疑われる生育障害

輸入粗飼料を給与した家畜の排せつ物由来の堆肥を使用した場合、海外で使用された農薬成分(クロピリッド)により、トマト、スイートピーなどの園芸作物や、マメ科牧草などの生育に障害を起す可能性があります。

【畜産農家の皆さんへ】

①輸入粗飼料を購入する際には、履歴を確認しましょう。

②堆肥(排せつ物を含む)を販売・譲渡する際には、情報を伝達しましょう。

③マメ科牧草に堆肥などを施用する際には、留意が必要です。

【耕種農家・育苗業者の皆さんへ】

堆肥を購入する際は、クロピリッドが堆肥中に残留している可能性を堆肥製造業者などに確認し、履歴のほかにいた堆肥を選びましょう。

問 農林水産課(霞ヶ浦庁舎)

蚊媒介感染症に注意

蚊は、デング熱やジカ熱などの感染症を媒介する恐れがあります。感染症予防のため、蚊の発生源となるバケツや空き缶の水たまりを住まいの周辺に作らないようにしましょう。また、外出時は、虫よけスプレーを使用するなど対策をしましょう。



茨城県疾病対策課ホームページ

問 茨城県保健福祉部疾病対策課

☎ 029 (301) 3333

運転免許証更新に伴う認知機能検査

高齢運転者(75歳以上)が運転免許を更新する場合、あらかじめ認知機能検査を受ける必要があります。

4月から警察署や公民館の一部で検査を受けることができます。検査の日時や場所についてはお問い合わせください。

※検査を受ける場合は事前予約が必要です。

問 茨城県警察運転免許センター

☎ 029 (240) 8150

人工肛門・人工膀胱保有者のための講習会

オストメイト(人工肛門・人工膀胱保有者)社会適応訓練事業の一環として、「あなたの生活の質を高めるオストミー講習会」を開催します。

日時 8月19日(回)午前10時～午後3時

場所 茨城県県南生涯学習センター

県南エリアイベント情報

国選択・県指定無形民俗文化財「撞舞」

7月27日～29日の八坂神社祇園祭の最終日に行われる撞舞(つぐまい)は、高さ14mの龍を象徴する柱(撞柱)に雨蛙の面を付けた舞男が登り、逆立ちなどのさまざまな妙技を繰り広げます。それは龍の背中に雨蛙がよじ登る様子とされており、雨乞いや豊作祈願・疫病除けの意味があるといわれています。



ぜひお越しください。

日時 7月29日(回)午後6時～

会場 撞舞通り(龍ヶ崎市根町)

問 龍ヶ崎市商工観光課

☎ 0297 (64) 1111

第37回うつくさは祭り

河童(はやし)が街に響き、心躍るお祭りです。

日時 7月28日(回)29日(回)

会場 花水木通り、牛久市役所、近隣公園

▼ステージ発表・ライブステージ

▼河童(はやし)踊りパレード(花水木通り)

28日(回)午後5時50分、29日(回)午後5時40分

▼商工(はやし)山車(花水木通り)

両日、パレード終了後※山車は29日(回)のみ

▼うつくさは祭りに合わせて抽選会(牛久市役所)

29日(回)午後8時30分

問 うつくさは祭り実行委員会牛久市観光協会内

☎ 029 (874) 5554

有料広告欄

有料広告欄

国民健康保険税について

国民健康保険税期別税額を 1,000 円単位から 100 円単位に変更します

国民健康保険税(普通徴収)について、年間税額を期別に割り振る際に、1,000 円未満の端数をすべて最初の期別に寄せる形で割り振っていましたが、第 1 期分と第 2 期以降の金額差を少なくするため、平成 30 年度からは端数調整を 100 円未満に変更します。

(例) 年税額が 30,600 円の場合

極端に高い!

単位: 円

区分	年税額	期別税額			
改正前	30,600	1 期	2 期	3 期	4 期
		9,600	3,000	3,000	3,000
		5 期	6 期	7 期	8 期
		3,000	3,000	3,000	3,000



なるべく均等になるように変更します

区分	年税額	期別税額			
改正後	30,600	1 期	2 期	3 期	4 期
		4,000	3,800	3,800	3,800
		5 期	6 期	7 期	8 期
		3,800	3,800	3,800	3,800

問 国保年金課(千代田庁舎)

高額療養費の上限額について

70 歳以上の方は高額療養費の上限額が変更されます

70 歳以上の方は、平成 30 年 8 月から高額療養費の上限額が変わります。また、適用区分が現役並みの方は、所得に応じて区分が細分化され、外来と入院の区別がなくなります。国民健康保険または後期高齢者医療制度以外の健康保険にご加入の方については、詳細はご加入の保険者までお問い合わせください。

平成 30 年 7 月まで

平成 30 年 8 月から

適用区分		外来 (個人ごと)	外来 + 入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 145 万円以上	57,600 円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% < 多数回 44,400 円 ※ 3 >

◎適用区分が現役並みで課税所得が 690 万円未満の方は、ひと月に同一医療機関での支払いが高額になる場合、「限度額適用認定証」の交付を申請してください。

適用区分	課税所得	外来 + 入院 (世帯ごと)
現役並み	690 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% < 多数回 140,100 円 ※ 3 >
	690 万円未満 380 万円以上	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% < 多数回 93,000 円 ※ 3 >
	380 万円未満 145 万円以上	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% < 多数回 44,400 円 ※ 3 >

適用区分		外来 (個人ごと)	外来 + 入院 (世帯ごと)
一般	課税所得 145 万円未満 ※ 1	14,000 円 年間上限額 144,000 円 ※ 2	57,600 円 < 多数回 44,400 円 ※ 3 >
	非住民税非課税世帯	8,000 円	24,600 円
住民税非課税世帯			15,000 円

- ※ 1 世帯収入の合計額が 520 万円未満(1 人世帯の場合は 383 万円未満)の場合なども含みます。
 ※ 2 年間(8 月～翌年 7 月)の限度額は、144,000 円です。
 ※ 3 過去 12 ヶ月以内に 3 回以上、上限に達した場合は、4 回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

◎適用区分が住民税非課税の方は、ひと月に同一医療機関での支払いが高額になる場合、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請してください。

問 国保年金課(千代田庁舎)